

別 紙

答申第 1 1 4 号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書において非公開とした部分のうち、別表 1 に掲げる部分を除き公開すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 平成 28 年 1 月 7 日に本件異議申立人より島根県情報公開条例（平成 12 年 12 月 26 日島根県条例第 52 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づく公文書公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容は、「平成 27 年 4 月から 5 年間の「核燃料税」延長に関し、電力事業者と協議した際の会議録や検討資料などの書類一式。会議録を作成していない場合、協議内容の手がかりとなるメモ書きや電磁的記録（電子メール）も可。」である。

(3) この請求に対して実施機関は、平成 28 年 1 月 18 日付けで公開決定等の期間延長を行い、平成 28 年 2 月 18 日付けで次のような決定（以下「原決定」という。）を行った。

ア 公文書の件名

核燃料税延長に関する電力事業者との協議録等

イ 決定内容

部分公開決定

ウ 公開しない部分

①電力事業者の社員の役職、氏名

②協議等の内容

エ 公開しない理由

①条例第 7 条第 2 号に該当

個人に関する情報であって特定の個人が識別されるため。

②条例第 7 条第 1 号又は第 3 号に該当

法令の規定により公にすることができない情報又は法人の事業活動に明らかに不利益を与えると認められるため。

(4) 異議申立人は、この決定を不服として平成 28 年 3 月 7 日に異議申立てを行った。

(5) 実施機関は、条例第 20 条第 1 項の規定に従い、平成 28 年 9 月 1 日付けで当審査会に諮問書を提出した。

(6) 実施機関は、平成 29 年 10 月 13 日付けで非公開とした部分の一部公開及び公開しない理由に誤りがあったとして、次のような部分公開変更決定（以下「変更決定」という。）を行った。

ア 公文書の件名

核燃料税延長に関する電力事業者との協議録等

イ 決定内容

部分公開決定

ウ 公開しない部分

- ①電力事業者の社員の役職、氏名
 - ②協議等の内容
- エ 公開しない理由

①条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって特定の個人が識別されるため。

②条例第7条第1号、第3号及び第6号に該当

法令の規定により公にすることができない情報、法人の事業活動に明らかに不利益を与えると認められる情報であるため。又は、県が行う事務又は事業に関する情報であり、公開することにより、当該事務、事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるため。

3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

文書の全部公開を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 島根県は協議内容について、日時と場所、県側の出席者を除くほぼ全ての部分を非公開とした。島根県情報公開条例は第1条で、条例の目的について「県民に説明する責務を全う」「開かれた県政を推進」などうたっている。協議内容を黒塗りにし、全部非公開にほぼ等しい本件処分は、高邁な条例の趣旨を著しく阻害しているといえる。

イ 核燃料税とは、地方自治体が独自に創設した法定外税である。島根県の場合、課税対象者は特定の電力事業者だけであり、税収は電気料金に上乗せされる形で、当該電力事業者管内の住民が支払っている。さらに、島根県は島根原発2号機の再稼働や建設中の島根原発3号機の稼働について、事実上の同意権を握るなど、電力事業者に対して優位な立場にあり、電力事業者は県の意向に逆らうことが困難な状況にある。それだけに、核燃料税の課税には透明性が求められる。県の政策判断の合理性を検証する観点からも協議や交渉の経緯がつぶさに公開されなければならない。また、当該電力事業者は公益的な性格の強い企業であり、株式を上場していることもあり、原子力発電事業の業績や保有設備（帳簿額）、核燃料の保有量（帳簿額）など、すでに相当程度の情報が公開されている。もし非公開にすべき部分があるとすれば、理由や根拠を明らかにすべきである。

ウ 意思決定の過程を秘密のベールに包むかのような本件処分の判断は、核燃料税への信頼性を根本から揺るがしているというほかない。ましてや本件処分は、将来ではなく、すでに決定している核燃料税についての情報公開を請求したものである。現行の核燃料税の税率や仕組みが、いかなる理由で決まり、それに対して納税者たる電力事業者がどういう主張をしたのか、島根県は公開すべきである。

エ 申立人に対して総務省が開示した行政文書は、核燃料税の更新にあたり、島根県が総務省と打ち合わせた際の概要を記した会議録である。この会議録と、本件処分で島根県が開示した文書を見比べるとその差は歴然としている。島根県は情報公開制度の趣旨を全く理解していないのではないか。本件処分のような異常な開示内容がまかり通れば、情報公開とは名のみの無意味な制度に形骸化しかねない。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書等による主張の要旨は次のとおりである。

(1) 核燃料税の更新作業について

核燃料税は、島根県核燃料税条例に基づいて課税を行っている法定外普通税である。法定外普通税は、各地方公共団体が独自に課税を行うものであり、これを新設又は変更するには、地方税法（昭和25年法律第226号）第259条第1項により総務大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている。また、法定税目以上の負担を求めるもので納税義務者への配慮が必要であることから、同条第2項で特定納税義務者からの意見聴取手続きが定められている。

島根県では、核燃料税条例の適用期間を5年間としているため、5年毎に新条例を制定している。この核燃料税の更新作業では、今後5年間に必要な安全対策等の財政需要、それを確保するための財源や制度のあり方について、核燃料の装荷計画、核燃料価額の見通しなど、不確定な見通しや対外的に公表されていない情報を含めて、率直な意見を交わしている。

また本件公文書公開請求の対象となっている平成27年4月から5年間の核燃料税の更新作業では、原子炉の停止中も必要な安全対策等の財政需要に対応するための仕組み（出力割）や税率の見直し等についても議論を行っている。

核燃料税の納税義務者は、事実上、特定の業者に限定されるため、制度を創設し、それを円滑に運営していくためには、事業者の理解を得ることが不可欠であり、そのための事業者との率直な意見交換や事実確認等が必要である。これら率直な意見交換等は、事業者との信頼関係の上に成り立つものであるため、この信頼関係が損なわれることで、今後も想定される更新作業に支障が生じることは避けなければならない。

(2) 条例第7条第1号該当性について

地方税法第22条では、「地方税に関する調査（略）又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する」とされている。

非公開とした資料の中には、事業者が核燃料税申告書で申告した未発表の核燃料価額や税額等が含まれているが、これらの情報については、地方税法第22条で守秘義務が課されており、法令により公開することができない情報である。

また、将来の核燃料税の税収を積算するために事業者から報告を受けた核燃料の装荷計画や核燃料の価額の見込み等についても、同様に公開することができない情報である。

(3) 条例第7条第2号該当性について

非公開とした資料の中には、電力事業者の社員の役職及び氏名が含まれているが、これは個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものに該当するため非公開とした。

(4) 条例第7条第3号該当性について

非公開とした資料の中には、電力事業者の代表取締役社長等の印影が含まれているが、これは契約等に使用されるものであるため、法人その他の団体に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものとして非公開とした。

(5) 条例第7条第6号該当性について

更新作業のみに用いることを前提に提供された情報をもとに作成した資料等も用いて率直な意見交換を行っている。また、情報交換等の性格上、その場での発言内容は、それぞれの組織で決定されたものではなく、担当者の個人的な考え

や推測に基づく内容も多く含まれている。その録取の内容についても双方で確認したのではなく、一方的な理解に基づく記録にとどまっている。このような録取を公開すれば、事業者との信頼関係が損なわれ、今後も想定される更新作業に著しい支障をきたすおそれがある。

核燃料税の更新作業については、様々な関係者が、それぞれの視点から非常に強い関心を寄せる事項であり、意見交換等の録取が公開されれば、様々な働きかけ等が行われることが想定されることから、事業者が今後の率直な意見交換等に躊躇し、円滑な更新作業を行えなくなるおそれがある。また、情報交換等での発言内容が記録に残り、それが公表されることになれば、今後、双方ともそれを意識して萎縮し、率直な意見交換は行えなくなり、円滑な更新作業が行えなくなるおそれがある。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、核燃料税延長に関する電力事業者との協議録等であり、別表2の文書で構成されている。

(3) 本件諮問における審査対象について

本件諮問は、原決定及びそれに対する異議申立てに係るものであり、変更決定により原決定が取り消されたことで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立ての前提たる処分が存在しないこととなることから、異議申立てとして成立する要件を欠き、原決定の取り消しを求める利益は失われるとも解しうる。しかし、本件は変更決定により公開部分は一部拡大されたものの、なお多くの非公開部分が残存していることから、実質的には一連の処分であり、本件変更決定は非公開部分の一部取り消しをもたらしたにすぎず、原決定及び変更決定の双方を通じて非公開とされた部分を限度として当初決定の取り消しを求める利益は失われないと解すべきである。

したがって、本件異議申立ては、原決定及び変更決定の双方を通じて非公開とされた部分についてのみ、その効力を維持し、変更決定後の非公開部分を審査対象として、条例に規定する非公開情報に該当するか否かを判断することとする。

なお、「公開しない理由」については、変更決定後の「公開しない理由」で審議することについて異議申立人の承諾があったため、変更決定後の「公開しない理由」による審議を原決定の審議に継続して行い、以下のとおり検討した。

(4) 条例第7条第1号該当性について

(ア) 本号は、法令及び条例の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基

づく政令の規定による指示により公開することができない情報については非公開とすることを定めたものである。

地方税法第 22 条の規定は、秘密とされた情報について守秘義務を課すものであるから、この守秘義務を課された情報は、法令の規定により公にすることができないという本号の要件に該当する。

なお、地方税法第 22 条に規定する秘密とは、一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実で職務上知り得たものをいうと解されている。

(イ) 以下、該当の非公開部分について本号該当性を検討する。

本号該当として非公開とされた情報のうち税の調査で知り得た核燃料価額等の情報は、職務上知り得た法人の内部管理に関する情報であり、一般に知られておらず、実質的に秘密となる情報であると認められる。

したがって、別表 1 に掲げる情報は、条例第 7 条第 1 号に該当し、非公開が妥当である。

一方で、実施機関が将来の核燃料税の税収を積算するために電力事業者へ照会し、報告を受けた核燃料の装荷計画に関する情報などは、変更決定後の平成 30 年 11 月 20 日に本号には該当しない旨の申し出が実施機関からあったため、本号該当性の判断は行わない。

なお、これらの情報については、実施機関は変更決定時に同条第 6 号にも該当すると主張しているため、5 (7) で同条第 6 号該当性の検討を行うこととする。

(5) 条例第 7 条第 2 号該当性について

(ア) 本号は、基本的人権を尊重し個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報は非公開とすることを定めたものである。

また、個人のプライバシーの概念は抽象的でありその具体的な内容や保護すべき範囲が明確でなく、規定することは困難性が伴うことから、広く個人に関する情報について、特定の個人が識別され若しくは識別され得る情報は非公開とすること及び個人識別性がない場合でもなお個人の正当な利益を害するおそれのある情報については、公開できないものであることを定めたものである。

(イ) 以下、該当の非公開部分について本号該当性を検討する。

当審査会で対象公文書を見分したところ、本号該当として非公開とされた情報は、協議の出席者、メールの送受信者等として記録されている電力事業者の社員の役職や氏名などの情報、原子力規制委員会の委員長名であることが確認できた。

電力事業者の社員の氏名等の別表 1 に掲げる情報は、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であると認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当し、非公開が妥当である。

一方、当該法人の取締役等の役職及び氏名や原子力規制委員会の委員長名の情報は、本号ただし書きアの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、公開すべきである。

(6) 条例第 7 条第 3 号該当性について

(ア) 本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他の正当な利益を尊重し保護する観点から、公開することにより、事業を行う者の権利、事業活動その他正当な利益を害する情報を非公開とすることを定めたものである。

本号の「権利、競争上の地位を害すると認められるもの」とは、法人等又は

事業を営む個人の事業活動上保護されている権利又は生産技術・販売・営業に関する情報であって、公開することによりこれらの事業活動に関しその権利を侵害し、又は競争上の不利益を与えると認められるものをいう。また、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、直接その権利を侵害し、あるいは競争上の不利益を与えることにはならなくても、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものをいう。

(イ) 以下、該当の非公開部分について本号該当性を検討する。

当審査会で対象公文書を見分したところ、本号該当として非公開とされた情報は、電力事業者の取締役社長印の印影及び島根原子力本部長印の印影であることが確認できた。

これらの印影に関する情報は、法人の内部管理に関する情報で、取引上又は法律上重要な役割を持っているものであり、取引関係にない一般県民に対してまで広く公開することを当該法人が予定しているとは考えられず、公開することにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号に該当し、非公開が妥当である。

(7) 条例第7条第6号該当性について

(ア) 本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務・事業に関する情報について、当該事務・事業の内容及び性質からみて、公開することにより当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合には非公開とすることを定めたものである。

また、本号に規定する「適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあると認められる」とは、公開のもたらす支障だけではなく、公開の必要性などの種々の利益について比較衡量した結果、公開することの公益性を考慮してもなお、適正な遂行に生じるおそれがある支障が看過し得ない程度のものをいう。なお、「著しい支障」とあるように、「支障」の程度については名目的なものではなく実質的なものであることが要求されるものである。

(イ) 上記5の(4)、(5)、(6)で検討し、条例第7条各号に規定する非公開情報に該当すると判断した情報を除く非公開部分について本号該当性を検討する。

実施機関は、本号に該当するとして非公開とした部分は、意見交換の録取等であり、公開すると事業者との信頼関係が損なわれ、今後も想定される更新作業に著しい支障をきたすおそれや様々な働きかけ等が行われることが想定されることから、事業者が今後の率直な意見交換等に躊躇し、円滑な更新作業を行えなくなるおそれ、また、情報交換等での発言内容が記録に残り、それが公表されることになれば、今後、双方ともそれを意識して萎縮し、率直な意見交換は行えなくなり、円滑な更新作業が行えなくなるおそれがあると主張する。

しかし、内容を個別に見ていくと、単に儀礼的な挨拶を交わした内容や電力事業者が公にしている情報などがあり、これらの情報は公開しても将来の事務事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるとは認められず、公開すべきである。また、実施機関と電力事業者との間で行われた協議や勉強会の情報についても、協議事項やそれについての双方の意見等からそれぞれの見解や姿勢などは明らかとなるが、双方のやりとりがつぶさに記録されたものではなく、これらは請求日時点ですでに確定している核燃料税の意思形成過程の情報であることから、公開することの公益性を考慮してもなお、その支障が看過し

得ない程度のもとのままでは認められず、公開すべきである。

ただし、電力事業者が実施機関からの求めに応じて、公にしないことを前提に提供した情報のうち核燃料の装荷計画に関する情報などは、対外的に公にしている電力事業者の内部管理に関する情報であり、公開することにより電力事業者との信頼関係が損なわれ、今後の核燃料税の更新の際に資料の提供が得られなくなるなど、核燃料税の賦課徴収に係る事務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、別表 1 に掲げる情報は、条例第 7 条第 6 号に該当し、非公開が妥当である。

(8) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

実施機関の行った原決定は、対象公文書に記載されているほとんど全ての情報を条例第 7 条第 3 号に該当するとして非公開としたものであるが、非公開とされた情報には電力事業者のホームページ等で公にされている情報など、通常であれば公開されるべき情報も多く含まれており、個々の非公開部分をきちんと精査せず、漫然と文書全体を非公開としたのではないかといった疑問・疑念を生じさせるものである。

さらに当審査会への諮問後になされた変更決定で、公開しない理由の大幅な変更が行われていることから原決定時における実施機関の判断が適切ではなかったと言わざるを得ない。

このような事態が起きると、異議申立人の県行政に対する不信を招き、情報公開制度の運用全般について大きな疑念が生ずることとなる。

今後、実施機関には、県民に対する説明責任を進んで果たす開かれた組織として信頼を得られるよう、公開決定等に当たっては、その対象となる公文書につき、内容を十分精査し、条例を適正に解釈した上で決定するよう望みたい。

別表 1

※行数：上からの数、表題・項目名を含む。字数：句読点・記号を含む。() はそれぞれ1文字

対象公文書名	ページ	公開しない部分	公開しない理由
②電力事業者～税務課 (平成 25 年 5 月 16 日)	1	電力事業者社員の姓	2 号
③電力事業者協議 (平成 26 年 1 月 9 日)	1	電力事業者社員の職名及び姓	2 号
④メール (平成 26 年 5 月 14 日)	1	電力事業者社員の姓及び氏名並びにメール署名部分 添付ファイルのパスワード	2 号 6 号
	3	(1) の表のうち電力事業者回答部分 (2) の電力事業者回答部分のうち 6 行目から 9 行目まで	6 号
	4	2 の表のうち電力事業者回答部分	6 号
	5	4 の表のうち電力事業者回答部分	6 号
	6	5 の表のうち電力事業者回答部分	6 号
	8	表のうち数字部分 (項目及び税率の列を除く)	6 号
	9	法人の印影	3 号
	10	(1) の表のうち電力事業者回答部分 (2) の電力事業者回答部分のうち 6 行目から 10 行目まで	6 号
	11	2 の表のうち電力事業者回答部分	6 号
	12	4 の表のうち電力事業者回答部分	6 号
	13	5 の表のうち電力事業者回答部分	6 号
	14	(1) の表のうち電力事業者回答部分 (2) の電力事業者回答部分のうち 6 行目から 9 行目まで	6 号
	15	表のうち数字部分 (項目及び税率の列を除く)	1 号、6 号
	16	表のうち数字部分 (項目及び税率の列を除く)	1 号、6 号
⑤核燃料税更新に向けての協議 (第 1 回メモ) (平成 26 年 6 月 5 日)	1	電力事業者社員の姓及び職名 (役員を除く)	2 号
	2	電力事業者社員の姓	2 号
	5	表のうち電力事業者回答部分 (2) の電力事業者回答部分のうち 4 行目から 5 行目まで	6 号
	13	表のうち数字部分 (項目、熱出力及び課税期間の行を除く)	6 号
	14	表のうち数字部分 (項目及び年度の列を除く)	1 号、6 号
	15	表のうち数字部分 (項目を除く)	6 号
	16	表のうち数字部分 (項目を除く)	6 号

対象公文書名	ページ	公開しない部分	公開しない理由
⑥起案文書 (平成 26 年 6 月 6 日)	2	電力事業者社員の姓	2 号
	5	表のうち電力事業者回答部分 (2)の電力事業者回答部分のうち 4 行目から 5 行目まで	6 号
	10	電力事業者社員の名刺	2 号
	11	電力事業者社員の氏名、姓及び所属名並びに メール署名部分	2 号
	13	表のうち電力事業者回答部分 (2)の電力事業者回答部分のうち 4 行目から 5 行目まで	6 号
⑦第 1 回核燃料税更新 に関する勉強会 (メモ) (平成 26 年 6 月 13 日)	1	電力事業者社員の姓及び職名	2 号
	6	表のうち数字部分 (項目を除く)	6 号
	7	表のうち数字部分 (項目、熱出力及び課税期間 の行を除く)	6 号
	8	表のうち数字部分 (項目及び年度の列を除 く)	1 号、6 号
⑧第 2 回核燃料税更新 に関する勉強会 (メモ) (平成 26 年 6 月 23 日)	1	電力事業者社員の姓及び職名	2 号
	2	2 行目 1 文字目から 3 文字目まで 2 行目 26 文字目から 29 文字目まで 4 行目 3 文字目から 5 文字目まで 7 行目 1 文字目から 2 文字目まで 8 行目 1 文字目から 2 文字目まで 9 行目 1 文字目から 2 文字目まで	6 号
	5	表の項目 d の行から⑥の行までのうち数字 部分 (項目を除く)	1 号、6 号
	6	表のうち電力事業者回答部分	6 号
	8	表のうち数字部分 (項目を除く)	6 号
	9	表のうち数字部分 (項目、熱出力及び課税期 間の行を除く)	6 号
	10	表のうち数字部分 (項目及び年度の列を除 く)	1 号、6 号
	⑨第 3 回核燃料税更新 に関する勉強会 (メモ) (平成 26 年 7 月 7 日)	1	電力事業者社員の姓及び職名 24 行目から 28 行目まで 31 行目から 34 行目まで
10		表のうち電力事業者回答部分	6 号
11		表のうち数字部分 (項目及び年度の列を除 く)	1 号、6 号
⑩第 4 回核燃料税更新 に関する勉強会 (メモ) (平成 26 年 7 月 11 日)	1	電力事業者社員の姓及び職名 12 行目から 35 行目まで 37 行目から 39 行目まで	2 号、6 号
	6	全部	6 号
	8	24 行目から 28 行目まで	6 号

対象公文書名	ページ	公開しない部分	公開しない理由
	9	表のうち左から3列目、4列目、6列目及び7列目 表下の2行目2文字目から27文字目まで	6号
	13	表のうち電力事業者回答部分 欄外のメモ部分	6号
	17	電力事業者社員の姓及び氏名並びにメール署名部分	2号
⑪第5回核燃料税更新に関する勉強会（メモ） （平成26年7月16日）	1	電力事業者社員の姓及び職名 12行目から30行目まで 32行目2文字目から34文字目まで	2号、6号
	2	表のうち電力事業者回答部分	6号
	3	表のうち電力事業者回答部分	6号
	4	表のうち数字部分（項目及び年・月を除く）	1号
⑫第6回核燃料税更新に関する勉強会（メモ） （平成26年7月28日）	1	電力事業者社員の姓及び職名	2号
	2	表のうち数字部分（項目及び税率の列を除く）	1号、6号
⑬核燃料税更新に関する意見交換（復命） （平成26年8月6日）	1	電力事業者社員の姓及び職名（役員を除く）	2号
	3	表題、表の項目を除くすべて	6号
⑭第7回核燃料税更新に関する勉強会（メモ） （平成26年8月22日）	1	電力事業者社員の姓及び職名	2号
	2	表のうち「主な事業内容」に関する事項	6号
⑮メール （平成26年10月10日）	1	電力事業者社員の氏名及び姓並びにメール署名部分	2号
	2	4行目17文字目から32文字目まで 7行目18文字目から26文字目まで 9行目16文字目から29文字目まで 11行目16文字目から24文字目まで	6号
	3	10行目18文字目から33文字目まで 12行目から14行目まで 16行目19文字目から27文字目まで 18行目 19行目17文字目から30文字目まで 21行目 22行目17文字目から25文字目まで 23行目	6号
	4	表のうち「主な事業内容」に関する事項	6号
	5	32行目から36行目まで	6号
⑯第8回核燃料税更新に関する勉強会（メモ） （平成26年11月4日）	1	電力事業者社員の姓及び職名	2号
	2	電力事業者社員の姓及び職名（役員を除く）	2号
	3	電力事業者社員の姓及び職名（役員を除く）	2号
	6	No.24 参考欄の金額部分	6号

対象公文書名	ページ	公開しない部分	公開しない理由
	9	No. 43 参考欄の金額部分	6号
⑰ (協議録) (平成26年11月11日)	1	電力事業者社員の姓	2号
⑱ メール (平成26年11月28日)	1	電力事業者社員の氏名及び姓並びにメール署名部分	2号
	9	電力事業者社員の氏名、姓及び職名並びにメール署名部分	2号
	10	法人の印影	3号
	11	電力事業者社員の氏名、メール署名部分	2号
	14	電力事業者社員の氏名及び姓	2号
	21	電力事業者社員の姓及び職名 (役員を除く)	2号
⑲ 第9回核燃料税更新に関する勉強会 (メモ) (平成27年1月13日)	1	電力事業者社員の姓及び職名	2号
	8	電力事業者社員の姓及び職名	2号
⑳ 事務協議 (平成27年2月4日)	1	電力事業者社員の姓及び職名	2号
㉑ メール (平成27年2月27日)	1	電力事業者社員の所属及び姓並びにメール署名部分	2号
	3	電力事業者社員の氏名、所属及び姓並びにメール署名部分	2号
㉒ メール (平成27年3月16日)	1	電力事業者社員の氏名及び姓並びにメール署名部分	2号
㉓ メール (平成27年3月26日)	1	電力事業者社員の氏名、姓及び署名並びにメール署名部分	2号

別表 2

【本件対象公文書】

番号	年月日	表題	枚数
1	平成25年 4月18日	協議	1
2	平成25年 5月16日	電力事業者～税務課長	1
3	平成26年 1月 9日	電力事業者協議	1
4	平成26年 5月14日	メール	17
5	平成26年 6月 5日	核燃料税更新に向けての協議（第1回）メモ	16
6	平成26年 6月 6日	起案文書	17
7	平成26年 6月13日	第1回 核燃料税更新に関する勉強会（メモ）	9
8	平成26年 6月23日	第2回 核燃料税更新に関する勉強会（メモ）	10
9	平成26年 7月 7日	第3回 核燃料税更新に関する勉強会（メモ）	13
10	平成26年 7月11日	第4回 核燃料税更新に関する勉強会（メモ）	43
11	平成26年 7月16日	第5回 核燃料税更新に関する勉強会（メモ）	4
12	平成26年 7月28日	第6回 核燃料税更新に関する勉強会（メモ）	4
13	平成26年 8月 6日	核燃料税更新に関する意見交換（復命）	3
14	平成26年 8月22日	第7回 核燃料税更新に関する勉強会（メモ）	2
15	平成26年10月10日	メール	6
16	平成26年11月 4日	第8回 核燃料税更新に関する勉強会（メモ）	21
17	平成26年11月11日	（協議録）	1
18	平成26年11月28日	メール	36
19	平成27年 1月13日	第9回 核燃料税更新に関する勉強会（メモ）	8
20	平成27年 2月 4日	事務協議	2
21	平成27年 2月27日	メール	3
22	平成27年 3月16日	メール	2
23	平成27年 3月26日	メール	2
合計			222

(諮問第139号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成28年 9月 1日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成28年 9月30日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成29年 4月27日 (審査会第1回目)	審議
平成29年 5月18日 (審査会第2回目)	審議
平成29年 7月20日 (審査会第3回目)	審議
平成29年 8月24日 (審査会第4回目)	審議
平成29年10月13日	実施機関の部分公開変更決定
平成30年 2月 2日	実施機関から変更決定に係る非公開理由説明書を受理
平成30年 6月21日 (審査会第5回目)	審議
平成30年 7月12日 (審査会第6回目)	審議
平成30年 9月27日 (審査会第7回目)	審議
平成29年10月26日 (審査会第8回目)	審議
平成30年11月22日 (審査会第9回目)	審議
平成30年12月20日 (審査会第10回目)	審議
平成31年 1月31日 (審査会第11回目)	審議
平成31年 3月20日	島根県情報公開審査会が実施機関に対して答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理
マユ一あき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	
和久本 光	弁護士	
横地 正枝	行政書士	H30.4.21まで
木村 美斗	行政書士	H30.4.22から